

福生市教育委員会会議録

令和元年第6回定例会

- 1 開催年月日 令和元年6月25日(火)
- 2 開始時刻 午前10時30分
- 3 終了時刻 午前11時14分
- 4 場 所 市役所第一棟4階 庁議室
- 5 出席委員 教 育 長 川 越 孝 洋
委 員 渡 辺 浩 行
委 員 加 藤 孝 子
委 員 坂 本 和 良
委 員 野 口 哲 也
委 員 新 藤 美 知 子
- 6 欠席委員 なし
- 7 出席者氏名 教 育 部 長 中 岡 保 彦
参事兼教育指導課長 神 田 恭 司
教育総務課長 中 島 雅 人
教育支援課長 細 谷 幸 子
学校給食課長 荻 島 正 義
生涯学習推進課長 菱 山 栄 三 郎
スポーツ推進課長 内 藤 毅 誠
公民館長 佐 藤 克 年
図書館長 森 田 雅 枝
教育施策担当主幹 酒 見 裕 子
指 導 主 事 重 末 祐 介
指 導 主 事 古 川 裕 平
- 8 傍聴人 0人

午前10時30分 開会

教 育 長 それでは、ただいまから令和元年第6回福生市教育委員会定例会を開会いたします。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

福生市教育委員会会議規則第19条の規定に基づき、渡辺浩行委員、新藤美知子委員の兩名を署名委員として指名いたします。

次に、日程第2、教育長報告を行います。教育長報告を各担当部長より申し上げます。

初めに、教育部長からお願いいたします。

教 育 部 長 おはようございます。それでは、日程第2、教育長報告のうち学校教育を除く所管事務について御報告をさせていただきます。お手元のA3判の資料をごらんください。

まず、市の大きな動きでございます。全体でございますが、6月9日、日曜日、福生市公立小中学校PTA連合会定期総会が福生第二中学校体育館にて行われました。教育委員の皆様、御出席ありがとうございました。また、6月11日からは28日にかけて市議会第2回定例会が開催されております。残すは、最後の28日、今週金曜日を残すところでございます。会期は18日間でございます。こちらにつきましては、また次回の教育委員会で御報告をさせていただきます。

続きまして、学校給食課でございます。6月3日月曜日に福生第一小学校PTA試食会がありました。その後も、6日に第五小学校、また11日は第三小学校ということでPTA試食会がございました。こちらにつきましては、ほかに記載がありますような防災食育センターの施設見学ではなく、学校に出向いて主に小学校1年生の保護者の方などを対象にして、どんな形で食べているのだろうというところを見ていただいております。また、栄養士による説明でございます。

続きまして、生涯学習推進課をごらんください。こちらにつきましては、6月8日土曜日にふっさっ子グローバルヴィレッジ事業の選考会を行っております。40名の定員で募集をかけましたところ、大変多くの45名の方から申込みをいただきました。小学生が24、中学生21でございます。

続きまして、スポーツ推進課は6月18日火曜日にスポーツ推進定例会議を行っております。

続きまして、公民館でございます。公民館につきましては、6月8日、

9日の土、日曜日で白梅まつりを開催しましたところ、2日間で延べ982人の大変多くの方に御参加をいただいております。成功裏でございました。6月16日日曜日に、市民音楽祭でございます。こちらにつきましては、市民会館大ホールで行いまして、約800人と、多くの方に御参加をいただきました。

最後になりますが、図書館でございます。図書館もごらんとおり、大変多くの31件の事業を行いまして、延べ576名の方に御参加をいただいております。

私からは、以上でございます。

教 育 長

続きまして、参事より報告願います。

参事兼教育指導課長

学校教育に関する所管事務について御報告申し上げます。大きく6点ございます。恐れ入りますが、A3判資料の次のA4判の資料をご覧ください。

1点は、平成31年、令和元年度、小学校日光移動教室です。福生第一小学校は6月2日から、福生第五小学校が6月5日から、福生第三小学校が6月11日から、それぞれ3日間日光に行っておりました。3校が終了しました。現在、福生第七小学校が昨日の6月24日から日光に行っております。今後、最終実施が7月15日出発の福生第四小学校まで3校が実施する予定でございます。

2点は、平成31年、令和元年度教育部学校訪問でございまして、こちらにつきましては、福生第二小学校の1校を実施いたしました。これで、10校全て無事に終了したということになります。5月の定例会でも御報告申し上げましたが、どの学校も子どもたちは大変落ちついて、いい状況でスタートが切れております。

3点は、体育祭の実施についてです。6月1日土曜日に福生第一中学校、福生第二中学校、福生第三中学校で体育祭がそれぞれ好天のもと行われました。特に大きな事故の報告はありませんでした。

4点は、平成31年、令和元年度、福生市立学校副校長論文集、学校改善の具体策でございまして、こちら恐縮でございますが、お手元に別冊で御用意しております。4月の教育委員会で各学校の校長の学校経営方針を報告したところでございますが、それを受けまして、自校の学校経営方針の具現化を図る上で、副校長の役割は大きいということ踏まえて、副校長が自校の学校経営方針の具体策をまとめ、その中からテーマを絞り論文を書くという課題を与えました。

副校長のヒアリングも私が行っております。全校の副校長をお呼びして、学校の状況等を踏まえてどのように1年間取り組んでいくのかということヒアリングいたしました。特に組織を十分に生かすということについて指導をいたしました。詳しくは、後ほど中をごらんいただきまして、また御助言いただくことがございましたら、よろしくお願ひしたいと思います。

5点は、平成31年、令和元年度教科書展示会についてでございます。6月2日日曜日から6月29日土曜日まで福生市中央図書館をお借りいたしまして、教科書展示会を行っております。ことしは、小学校の採択の年になりますので、法定展示に加えて特別展示を実施し、期間が10日ほど長くなっております。

6点は、行事等の当面の予定でございます。まず7月6日土曜日に福生市学校保健会総会及び講演会がございます。次に、東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査です。これは、7月4日木曜日、例年どおり行うことになっております。小学校5年生と中学校2年生でございます。

最後に、小・中学校の1学期終業式は、ともに7月19日の金曜日を予定してございます。

教育長報告は、以上でございます。

教 育 長 以上、報告は終わりました。何か質問等ございましたら、お願ひいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、教育長報告を終わります。

次に、日程第3、議案第36号、福生市地域会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第3、議案第36号、福生市地域会館条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料の3ページ、それから4ページ、5ページをごらんください。地域会館にございます扶桑会館の位置を変更し、供用を開始することから、福生市地域会館条例の一部を改正する条例（平成30年条例第36号）の一部、扶桑会館の位置の変更の施行期日を令和元年7月1日としたいので、本案を提出するものでございます。扶桑会館の住所変更ということでございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。御審議を賜り、原案のとおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。何か質疑がございましたら、お願いいたします。

いかがですか。よろしいでしょうか。

お諮りいたします。議案第36号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第4、議案第37号、福生市学校給食センター運営審議会委員の委嘱及び任命についてを議題といたします。学校給食課長より内容の説明をお願いいたします。

学校給食課長 日程第4、議案第37号、福生市学校給食センター運営審議会委員の委嘱及び任命について、提案理由並びにその内容について御説明いたします。議案書は7ページでございます。

初めに、提案理由でございますが、令和元年6月28日をもちまして現在の委員の任期が満了することに伴いまして、福生市学校給食センターの運営について調査、審議するため、福生市学校給食センター運営審議会条例第3条第2項の規定に基づき、市立小・中学校校長10名、市立小・中学校PTA代表10名、東京都西多摩保健所職員1名、合計21名を本審議会委員として委嘱及び任命いたしたいので、本議案を提出するものでございます。

次に、その内容でございますが、任期につきましては、同条例第4条の規定によりまして、令和元年6月29日から令和2年6月28日までの1年間でございます。委嘱及び任命しようとする委員は、7ページ及び8ページに記載してございます。このうち新任の方は、福生第一小学校校長、林宣之氏、福生第二小学校校長、湊 仁氏、福生第三小学校校長、武田一教氏、福生第三中学校校長、植村多岐氏、福生第四小学校PTA会長、太田泰之氏、福生第七小学校PTA会長、木村敦史氏、福生第一中学校PTA会長、濱原幸恵氏、福生第二中学校PTA会長、神田あす香氏、福生第三中学校PTA会長、石川直人氏、西多摩保健所課長、清水省吾氏の10名でございます。そのほかの方につきましては、継続となっております。御審議を賜りまして、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

それでは、ないようですので質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第37号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第37号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第5、議案第38号、福生市文化財保護審議会委員の委嘱についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第5、議案第38号、福生市文化財保護審議会委員の委嘱について御説明申し上げます。

資料の9ページ、10ページをごらんください。市内の文化財の保存及び活用に関する重要事項を調査審議するため、福生市文化財保護条例第41条及び第42条の規定に基づき、次の者に福生市文化財保護審議会委員を委嘱したいため、本案を提出するものでございます。

現在の福生市文化財保護審議会委員につきましては、令和元年6月30日をもちまして、2年間の任期が満了となります。福生市文化財保護条例第40条では「文化財保護審議会委員は8人以内で組織する」となっておりまして、第41条で「委員は文化財に関し、広くかつ高い見識を有する者のうち教育委員会が委嘱する」となっており、また第42条で「委員の任期は2年とし、再任は妨げない」となっております。この規定に基づきまして、表に記載しております8名の方を文化財保護審議会委員として委嘱しようとするものでございます。読み上げますと、天野幸次(あまのこうじ)氏、もう一方天野宏司(あまのこうじ)氏、新井勝紘氏、石山秀和氏、多田仁一氏、田村光男氏、野村亮氏、吉江勝広氏、8名全ての委員につきましては再任でございます。なお、委員任期につきましては、令和元年7月1日から令和3年6月30日までの2年間となっております。

説明は以上でございます。御審議を賜り、原案とおりの御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑等ございましたらお願いいたします。

これもよろしいですか。ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第38号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第38号は原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第6、議案第39号、令和元年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する諮問についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第6、議案第39号、令和元年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する諮問について御説明申し上げます。

まず、提案理由でございますが、社会教育関係団体の行う事業の振興を図るため、令和元年度社会教育関係団体に対し補助金を交付することについて、社会教育法の規定により、福生市社会教育委員の会議に諮問する必要があるため、本案を提出するものでございます。

社会教育法第13条によりますと、国、または地方公共団体が社会教育関係団体に補助金を交付しようとする場合には教育委員会が社会教育委員の会議に意見聴取を行わなければならないとされております。この規定に基づきまして、教育長より福生市社会教育委員の会議の議長に諮問することになります。

資料の13ページをごらんください。令和元年度の社会教育関係団体に対する補助金の申請につきましては、平成30年度の交付団体と同様でございます。福生市文化協会、ボーイスカウト・ガールスカウト福生市連合育成会、福生市公立小・中学校PTA連合会の3団体でございます。補助金の申請額につきましては、表の一番上の行に書いてございます。3団体合計いたしますと160万8,000円でございます。

次の14ページをお開きください。こちらには、平成28年度からの補助金額が記載された表がございます。各団体とも昨年と同額となっております。この内訳で社会教育委員の会議に諮問するものでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議を賜り、原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

例年のことではありますけれども、多少市P連関係の行事、事業が変わる。

生涯学習推進課長 はい。毎年変わってございます。

教 育 長 ということがございまして、今年はパラスポーツを考えていらっしゃるということです。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第39号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第39号は原案のとおり決することといたします。

次に、日程第7、議案第40号、市営競技場管理棟における防犯カメラの設置について(諮問)を議題といたします。スポーツ推進課長より内容説明をお願いします。

スポーツ推進課長 それでは、日程第7、議案第40号、市営競技場管理棟における防犯カメラの設置についての提案理由並びにその内容について御説明申し上げます。

資料の19ページからをごらんいただきたいと思います。まず、提案理由でございますが、市営競技場管理棟における防犯カメラの設置について、別紙のとおり福生市個人情報保護審議会に諮問したいので、本案を提出するものでございます。

内容でございますが、22ページでございます。1といたしまして、設置場所は、福生市大字福生3232番地、市営競技場管理棟でございます。

2の設置台数でございますが、防犯カメラを2台設置いたします。設置場所は、1階玄関ホール及び1階廊下でございます。また、記録装置付モニター1台、1階管理棟事務所に設置いたします。

3の設置する機器の仕様でございますが、カメラ、ドーム型カラーカメラで、有効画素数、38万画素以上でございます。

4の撮影した映像の保存期間につきましては、7日間となります。

そして、5のカメラを設置する理由でございますが、市営競技場につきましては、陸上競技、サッカー、テニス等の競技を行う多くの方が出入りすることや、施設の利用に際し、金銭の取り扱いがあるため、防犯や安全対策を強化する必要がございます。また、通常の開場時間が午後10時でございます。まして、競技場の管理人は少数であることから、防犯カメラの設置が必要でございます。

6の個人情報の保護措置につきましては、モニターにつきましては、管理棟の職員及び管理人以外の者がモニターの撮影映像等を視認できないようにいたします。また、撮影した映像データにつきましても、福生市個人情報保護条例、福生市防犯カメラの設置及び運用に関する条例、福生市が設置する防犯カメラの設置及び運用に関する規則の規定に基づき、適正に管理します。

7の運用開始時期につきましては、令和2年4月を予定しております。
なお、詳細な設置場所の図面につきましては、23ページに記載して
ございます。

説明は以上でございます。御審議を賜り、原案のとおり御決定
くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
よろしいですか。諮問ということで、個人情報保護審議会に諮問する
ということでございます。よろしくお願いいたします。
それでは、お諮りいたします。議案第40号は原案のとおり決することに
御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。
よって、議案第40号は原案のとおり決することといたします。
次に、日程第8、議案第41号、令和元年度学校評議員の委嘱についてを
議題といたします。参事より内容の説明をお願いいたします。

参事兼教育指導課長 日程第8、議案第41号、令和元年度学校評議員の委嘱について、提案理
由等について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料25ページをお開きください。学校の教育活動、地
域との連携その他学校運営について意見を述べ、開かれた学校づくり及び
特色ある学校づくりの推進を図るため、福生市学校評議員設置要綱第4条
の規定に基づき、福生市学校評議員に委嘱したいので、本議案を提出する
ものでございます。

27ページをお開きください。具体的には福生第三中学校におきまして、
4月1日より欠員が生じるため、小宮三紀子様を委嘱したいということ
でございます。

説明は以上でございます。御審議を賜りまして、原案どおり決定をして
いただきますようお願いいたします。

教 育 長 内容説明は終わりました。何か質疑等ございましたらお願いいたします。
学校評議員も今年度で終わりになりますので、来年度からはコミュニ
ティ・スクール委員が全校にということになります。御承知おきいただ
ければと思います。

お諮りいたします。議案第41号は原案のとおり決することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、議案第41号は、原案のとおり可決することといたします。

次に、日程第9、報告第18号、福生市個別施設計画公共施設再配置基本方針についてを議題といたします。教育総務課長より内容の説明をお願いいたします。

教育総務課長 それでは、日程第9、報告第18号、福生市個別施設計画公共施設再配置基本方針案について御説明をさせていただきます。別冊の報告第18号資料をごらんいただきたいと思います。

資料1をお願いいたします。福生市では平成29年3月に福生市公共施設等総合管理計画を策定しておりまして、これに基づく個別施設計画を令和2年度末までに策定していく予定でございます。そして、市内の公共施設のおよそ3分の2が教育文化系施設でございますので、計画の策定に当たっては、教育委員会と市長部局が情報共有を密にしながら検討を進めていく必要がありますことから、今回、個別施設計画策定に当たり、基本的な考え方となる公共施設の複合化、集約化、再配置の基本方針案について御報告をさせていただくものでございます。

議題の2、福生市の状況でございますが、人口1人当たりの公共施設の量が他市に比べて高い水準にございまして、少子高齢化の進展、維持経費の増加が見込まれるということから、総合管理計画では、3、計画目標にございますように、総量抑制を原則とし、施設保有量をおおむね40年間で20%削減をするということを目指すといたしました。

そして、資料の右下の表はこれから策定する個別施設計画のイメージですが、各公共施設について長寿命化や性能改善などの方向性を記載してまいります。

次に、資料2をお願いいたします。福生市個別施設計画公共施設再配置基本方針案でございます。最終的には、個別施設計画の冊子に盛り込むものでございます。1の再配置基本方針の趣旨でございますが、(1)は駅前に中央館などの拠点施設を誘導すること。(2)は分館などの施設は学校施設を核に集約を図ること。(3)は学校施設についてどこを核にするのかという検討につきましては、適正配置の課題にもつながりますので、こちらについては慎重に今後も時間をかけて進めていこうとするものでございます。

次に、資料の3をお願いいたします。こちらは、方針のイメージでござ

います。左上の囲みのこれまでの市の施設の配置の考えでございますが、これまで本市の社会教育施設は、中学校区ごとに整備をされてまいりました。

次に、今後の再配置ですが、公共施設等総合管理計画に基づき、複合化、集約化の推進を図ってまいります。また、複合化、集約化につきましては、市民生活の影響を最小限に抑える必要がございますので、現在の施設配置を踏まえ、身近な場所にある学校施設を核として行っていくことが考えられます。また、学校施設にはコミュニティーや防災の拠点などさまざまなことが期待されているところでございます。

左下の図は、複合化、集約化のイメージとなりますが、福生駅周辺や文化の森に拠点的な施設を集め、左の円のように、校舎、学校の周辺部に公共施設を集めたり、右の円のように校舎の中に公共施設が入るイメージが考えられます。実際には土地の確保など課題がございますので、こちらは、総合管理計画や個別施設計画の計画期間であります40年をかけて実現をさせていくものでございます。しかし、既存の全ての小・中学校をこのような公共施設、機能の複合化の核にしてしまいますと、施設の総量抑制が図れなくなりますことから、現状を踏まえ今後の効率的な施設の再配置のイメージを検討してみたところでございます。

次に、資料の4をお願いいたします。こちらは、中学校を核とした施設再配置のイメージでございます。現行の公共施設の配置からまずは中学校を核にすることが考えられますが、二中学区は範囲が広く、青梅線が分断していることから、青梅線の東西に拠点をつくったほうがバランスがよいと考えられます。

次に、資料の5をお願いいたします。こちらは、小学校を核とした将来の施設再配置のイメージ例でございます。こちらは2つの中学校、2つの核といたしまして、人口推計から将来的には小学校は4校程度で充足するのではないかということ。部活を遅くまでやっている中学校より小学校のほうが施設を地域に開放しやすいといったことから、4つの小学校を核として40年かけて再配置をしていくというイメージを描いたものでございます。古民家の旧ヤマジュウ付近に郷土資料室を移転させて、歴史文化ゾーンをつくることも考えております。

次に、資料の6をお願いいたします。こちらは、平成25年の社人研の将来人口予測をもとに推計した令和22年の小学生人口で2,113人となり、各学校複数のクラス編成ができる学校の規模を仮定いたしますと、小学校は

4校程度で充足するのではないかと考えられます。立地適正化計画策定に用いました市内を250メートルごとにメッシュを切って行った人口推計のデータを流用いたしまして、4つの学校を仮定した令和22年の小学校数推計もお示ししてございます

資料の7は、総人口の推計でございます。社人研の2040年、推計人口4万5,303人を現行の3つの中学校区ごとに分割したものと、4区分した場合の比較でございます。

資料の8は、学校と公共施設の複合化の事例でございます。

最後に、資料はございませんか、今後のスケジュールについてでございます。今回お示しした方針を審議会、ふっさっ子未来会議など関係団体等への情報共有をさせていただき、10月以降は市民対象の地域懇談会を開催、いただいた意見を計画に反映させていただきたいと考えております。本方針につきまして、まだ課題もございしますが、早目に将来像を対外的にお示しいたしまして、意見交換を進めていただきたいと考えております。また、図については、学校の統廃合を決めるものではなく一つのイメージとして誤解のないように説明をしていきたいと考えております。

以上、福生市個別施設計画公共施設再配置基本計画案の報告とさせていただきます。

教 育 長 内容説明は終わりました。何か質疑等ございましたらお願いいたします。いかがですか。よろしいですか。

渡 辺 委 員 きょうのところは報告ということで、こんなイメージを持っているということですよ。

教 育 長 はい。

渡 辺 委 員 わかりました。

教 育 長 ということでございまして、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第18号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第18号は報告のとおり承認することといたします。

次に、日程第10、報告第19号、東京都選定歴史的建造物の選定についてを議題といたします。生涯学習推進課長より内容の説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長 それでは、日程第10、報告第19号、東京都選定歴史的建造物の選定について御説明を申し上げます。

資料の31ページ、33ページもごらんください。令和元年5月24日付東京都告示第56号として東京都選定歴史的建造物の選定について告示がございました。対象の建造物は、玉川上水にかかる福生市登録文化財日光橋でございます。この日光橋は、明治24年につくられたれんがアーチ橋で、昭和25年に拡幅工事を行ってございますが、当時のアーチ形状やカーブのれんがづくりの様子を現在も伝える貴重な近代遺産として平成27年3月31日に福生市登録有形文化財として登録をいたしたものでございます。

資料の35ページに白黒ではございますが、写真がでございます。アーチ状の中側に黒く写っている部分が、れんがの部分が残ってございます。外側は、コンクリートで拡幅されている部分でございます。今回、東京都で選定いたしました東京都選定歴史的建造物は、東京都景観条例に基づき、東京都をより魅力的で潤いのあるまちにしていくために、歴史的景観を守り、親しみ、育て、それから良好な景観づくりに生かしていくために選定しているものでございます。東京都での選定の基準といたしましては、1、歴史的な価値を有する建造物で、原則として建築後50年以上経過しているもの、2として、東京都の景観づくりにおいて重要なもの、3としてできるだけ建築当時の状態で保存されているもの、4として概観が容易に確認できるものとしております。選定に当たり、市登録文化財の対象となったことから、専門家として福生市文化財保護審議会会長の新井勝紘先生にご意見を伺わせていただきました。今回の選定については、文化財として不利益をこうむるものではなく、景観を守るという観点からも文化財の保存継承という点で相乗効果が期待できることから、特に選定については問題ないと考えたとの御意見をいただきでございます。また、平成31年2月8日には福生市まちづくり景観審議会が開催されまして、選定に当たり特に問題ないとの御意見をいただき、これを受けて今回の選定告示となったものでございます。

以上、東京都選定歴史的建造物の選定についての報告とさせていただきます。

私からの説明は、以上でございます。

教 育 長 内容説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第19号は報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教 育 長 異議なしと認めます。

よって、報告第19号は報告のとおり承認することといたします
日程第11、その他報告事項について説明願います。

まず、その他報告事項1、東京都受動喫煙防止条例の施行について、教育部長より内容の説明願います。

教 育 部 長 それでは、その他報告事項の1点目、東京都受動喫煙防止条例の施行について、私から御報告を申し上げます。

まず、公共施設における受動喫煙対策ということで6月4日にこの庁舎を管理しております総務部から、庁議において協議がありました。そして、その中では他の施設においても同様な扱いというお話がありまして、現在市議会に上げているところでございます。最終的には、今週の金曜日6月28日市議会最終日の全員協議会で協議がされ、施行するものでございますが、この背景といたしまして、まず令和元年7月1日より、国の法律改正健康増進法が厳しく改正されました。それを受けまして、9月1日からは、東京都受動喫煙防止条例があわせて施行されます。また、参考までに、平成30年4月1日からは、東京都は、子どもを受動喫煙から守る条例ということで既に施行されておりまして、こちらにつきましましては、公園や学校周辺の路上においても、子どもを守るために喫煙はできないということになってございます。

こういった法改正等がございまして、市内の公共施設、特に子ども教育委員会所管の施設が多くございます。学校施設におきましては、当然校舎内はもちろんのこと、校庭を初めとする敷地内においても喫煙ができないということございまして、こちらについてはもう既に法の改正がございしますので、校長会には周知をしたところでございます。

また、その他の公共施設、屋内施設は例えば先ほど申した庁舎、それに付随したような市民会館、図書館、それからスポーツ施設ですが、スポーツ施設は屋外体育施設の管理棟などございます。こちらの中につきましましては、建物の中はもう喫煙はできないということになります。禁煙になります。ただ、敷地内に喫煙場所を設ければ、これら庁舎等は喫煙ができるというものでございますが、こちらについては、市長の判断で敷地内においても喫煙場所を設けないということで、完全禁煙で実施します。

それから、公共施設においては屋外施設というものがございます。教育のみならず公園は当然そうですし、屋外体育施設も、競技場、テニスコートなどでございます。こちらにつきましては、原則敷地内禁煙ということをごさいます。こちらにつきましては、法律のほうでは配慮義務というのがございます。また、東京都子どもを受動喫煙から守る条例等もございますので、極力、全面的禁煙ということで、御理解をいただくような形で今後市議会に諮っていく予定でございます。

私からは以上でございます。

教 育 長 内容得説明は終わりました。質疑がありましたらお願いいたします。
「どこで吸えるのだ」と言って聞いたほうが早いと思います。

渡 辺 委 員 そうですね。

教 育 長 はい。ほとんど吸ってはいけないところです。よろしくお願ひいたします。

次に、その他報告事項2、令和元年度福生市特別支援学級の紹介についてを教育支援課長より報告願ひます。

教育支援課長 私から、その他報告事項の2点目、令和元年度福生市特別支援学級の紹介についての御説明をさせていただきます。

資料は黄色の冊子になります。この冊子は、子どもの就学に当たり、心配なことや就学に対して特別な支援を必要とするお子さんの支援について、あるいは特別支援学級等を検討されている保護者の方に参考にしていただけるよう毎年作成しております。

内容につきましては、本市の特別支援学級について、小・中学校に設置の固定学級、通級指導学級、特別支援教室のそれぞれの概要について御案内をさせていただいているものです。

作成の冊子につきましては、市内小・中学校、幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター、児童館、あるいは教育相談室の教育相談のほうに来られた保護者の方に御案内するほか、本市の児童・生徒も通う都立特別支援学校、都立あきる野学園に配らせていただきます。

説明は以上でございます。

教 育 長 これも例年おつくりしているものでございますが、何か質疑等ございませうか。

野 口 委 員 予算が限られていることなので、あくまでも希望なのですけれども、何か写真がもう少しあるといいですね。教室がどんな教室で、どんな環境で

子どもたちが学べるのかな、大きさはどれぐらいなのかなとか、玄関がこんなふうに配慮されているのかなとか、いろんな配慮をされているかと思うので、何となく視覚的な資料も入っているといいと思います。行事の様子がちょっと写っていたりしますが、白黒なので、はっきり出るのは難しいかもしれないのですけれども、お願いします。

教 育 長 何かもう少しバージョンアップして、きちんと製本しようということも考えていきたいと思います。予算措置が必要だったりしますので、そういう話は事務局でしていきます。よろしいですか。

野 口 委 員 はい。

教 育 長 それでは、ほかにございませんか。

坂 本 委 員 今の写真の件なのですけれども、写っている子どもたちについては、許可、皆さんにとってあるのですよね。

教 育 長 教育支援課で許可をとっているということです。

ほかにございますか。

それでは、ないようですので質疑を終わります。

事務局からの報告事項は以上でございしますが、委員の方々から何かございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

それでは、ないようでございしますので、その他報告事項の説明を終わります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和元年第6回福生市教育委員会定例会を終了いたします。ありがとうございました。

午前11時14分 閉会